

# 「はかり」のてびき

業務で「はかり」をお使いの方と  
「はかり」を販売される方へ



## 1 もくじ

---

1. 「はかり」のきまり	2
2. 正しい計量方法	3
3. 商品量目制度	4
4. 「はかり」の定期検査	6
5. 「はかり」の販売	8
《参考》 特定商品と量目公差	9



# 1. 「はかり」のきまり

2

## (1) 取引や証明には検定証印などのある「はかり」を使いましょう。

- 検定証印は公的機関が「はかり」の製造、修理時に検定をおこない、検定に合格したのものとしてその正確さを証明し刻印するもの、この証印のない「はかり」は取引や証明に使用することはできません。  
また、一定水準の製造・品質管理能力があると認められた「指定製造事業者」が製造した「はかり」については、検定印証でなく基準適合証印が付されており、この「はかり」も取引や証明に使用できます。



検定証印



基準適合証印

### ▼ 「取引」とは

- 有料・無料にかかわらず、物または役務の給付を目的とする業務上の行為
  - ・ 食品販売などでの質量の計量
  - ・ 燃料販売での体積の計量
  - ・ 薬局での薬品調剤
  - ・ 宅配便取次店などでの荷物の料金計量 など

### ▼ 「証明」とは

- 公に、または業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明すること
  - ・ 幼稚園、保育園、学校などで行なう身体測定の記録
  - ・ 健康診断書に記載する測定結果
  - ・ 工場が行政に報告する排水量の計量 など

## (2) 家庭用はかり（キッチンスケール・ヘルスメーターなど）は、取引や証明に使用することはできません。

- 「家庭用はかり」には検定証印はなく、国の技術水準に適合したことを示す家庭用計量器マークが付いていますが、これらのはかりは日常の家庭生活上の目安として製造されたもので、取引や証明に使用することはできません。



家庭用計量器マーク

## (3) 「はかり」には使用範囲があります。

- 使用範囲は「はかり」に表記されており、その範囲内で計らなければなりません。  
また、商品の量目の誤差を少なくするため、1めもりの値の適した「はかり」を使いましょう。



## (4) 定期検査は必ず受けましょう。

- 取引や証明に使う「はかり」は、検定のほかに使用中の正確性を確保するため、2年に1回おこなわれる定期検査か民間の計量士による検査を受けなければなりません（いずれも有料）。  
この検査に合格した「はかり」には定期検査合格証が貼られます。

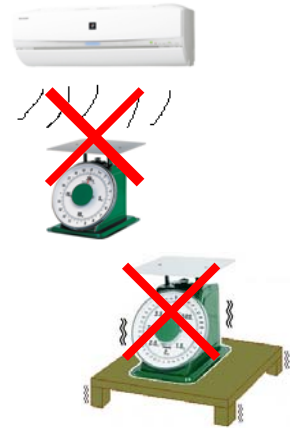


定期検査合格証  
(平成23年合格)

### ③ 2. 正しい計量方法

(1) 「はかり」の設置場所に気をつけましょう。

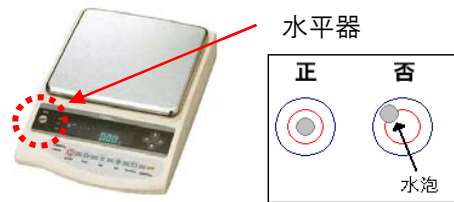
- 振動が伝わる場所や風のあたるところは避けましょう。
- 堅い水平な台の上に置きましょう。  
(段ボール箱の上にはかりをのせて計ると傾くなどして誤差が出ます。)
- 対面販売で使う「はかり」は、計量表示部が購入者によく見えるように据え付けましょう。



(2) 水平・ゼロ点を正しく調整しましょう。

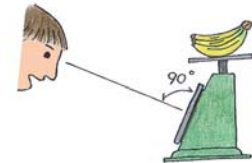
- 「はかり」は水平を合わせてからゼロ点を合わせましょう。  
水平があっていない状態でゼロ点を合わせても正確に計れません。
- ゼロ点調整装置を操作してゼロ点を正しく表示させましょう。

【電気式はかりの場合】



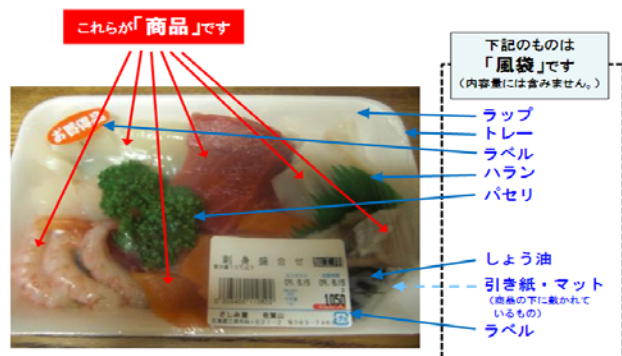
(3) 商品は皿の中央に静かに載せ、指針が静止したあと正面からメモリを読みとりましょう。

- 指針のある「はかり」は、指針とメモリ板との間にすき間があるので、斜めから読むとまちがって読んでしまいます。



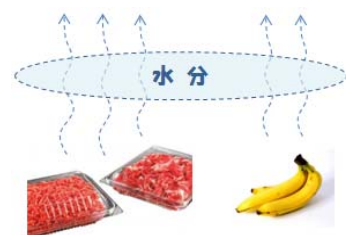
(4) 正しい風袋引きをしましょう。

- 風袋は商品ではありませんので、必ず内容量から差し引いて計量しましょう。
- 風袋にはトレイ、ラップ、ロー引き紙、ピン、ポリ袋、プラスチック容器などがあります。
- 刺身のつま、わさび、袋入りのタレ、ラード、見栄えをよくするためのパセリやレモンなど、本来の商品でない物も風袋と同じで、その商品の内容量には含みません。



(5) 自然減量に注意しましょう。

- 時間が経過すると、水分が蒸発し重さが減っていく食料品があります。  
自然減量の度合いに応じて再計量するか、販売時に表記量が保持されるような合理的対策を講じましょう。



正しい計量取引を実施するために、計量法では量目についていろいろなきまりを定めています（「量目」とは、商品の目方、内容量のことをいいます）。

## (1) 量目に対する基本的な決まり

### ア 正確な計量

- 商品を計量販売するときには、正確に計量するよう努めなければなりません。

### イ 量目の明示

- 計量販売に適する商品は、その量目を示して販売するよう努めなければなりません。

### ウ 量目公差

- 計量法施行令で定める商品（「特定商品」）を計量販売するときは、誤差の許容範囲（「量目公差」といいます。）が定められています。これは計量法上、量目不足になるかどうかの判定基準として示されるもので、販売者は正確な計量を心がけなければなりません。

### エ 正味量表記義務

- 特定商品のうち一定の商品について、密封して販売するときは、正味量を表記しなければなりません。
- 正味量の表記には、詰込者（販売者）の氏名または名称、および住所を記載しなければなりません。

## (2) 量目の表記方法

### ア 計量単位は法定計量単位でなければなりません。

- 計量法では取引や証明などに使用できる計量単位を定めて、それ以外の計量単位の使用を禁止しています。（これにより、尺貫単位やヤードポンド単位の取引や証明での使用が原則禁止されています。）質量ではグラム、キログラムなどが、体積では立方メートル、リットルなどが定められています。

### イ 法定計量単位の記号は計量単位規則で標準が示されています。

質量	グラム	g
	キログラム	kg
体積	ミリリットル	ml (mℓ) または mL
	リットル	l (ℓ) または L

### ウ 正味量を表す数字や文字は見やすい箇所に、見やすい大きさや色で表記してください。

### エ 正味量を表す数値が10,000以上とならないような法定計量単位を使用してください。

## 5 3. 商品量目制度

### (3) 密封商品の量目表記

- 密封商品とは、容器や包装またはこれらに付した封紙を破棄しなければ、その商品の内容量を増減できない商品をいいます。そして、特定商品のうち一定の商品を密封して販売するときは、内容量の表記が義務付けられています。密封商品の例としては、缶詰、びん詰、袋詰めなどいろいろな材料の容器詰や包装商品がありますが、トレイなどにラップ包装した商品についても、計量して詰込みしている場合は、消費者の商品選択をしやすくするために内容量を表記するよう努めてください。



### (4) 個装紙込み商品の量目表記

- 商品の内容量の表記は、裸の正味量（風袋などを除いた商品の量）であることを原則としていますが、正味量表記義務のある商品以外で個装紙のある商品を密封して販売するときは、衛生上などの理由から個装紙込みでない適正な計量ができない場合については、消費者に誤解を与えないよう正味量欄に「個装紙込み」の注意書きをして個装紙込みの量目表記にすることが許されています。しかし、これはやむを得ない場合のみであり、むやみに個装紙込みの量目表記にすることはさげなければなりません。

### (5) 輸入商品の量目表記

- 密封された商品を輸入して販売するときは、輸入業者に対して量目公差を超えないように正確に計量された正味量を法定計量単位で表記することが義務付けられています。そして、その表記には輸入業者の氏名または名称、および住所を記載しなければなりません。なお、「ヤードポンド単位」表記で輸入された菓子類、調味料、酪農製品、肉や魚の缶詰など計量法施行規則で指定された25種類の商品については、当分の間、法定計量単位との併記が認められます。



### (6) 商品量目立入検査

- 市では、市内のスーパーマーケットなどを対象に、おもに精肉、鮮魚、野菜、果物、惣菜など、自店舗で詰め込みをしている食料品の「表記量（重さ）」について内容量が適正かどうかを検査・確認するために、計量法に基づく「商品量目立入検査」を年2回実施しています。同時に店舗内の計量器の設置状況や取扱いも確認し、適正な計量について指導などをおこなっています。



### (7) 量目の不適正の措置

- 商品の量目違反などについては、「勧告」「公表」「改善命令」「罰則」の制度が設けられており、県知事は、量目などの違反者に対し、改善のための必要な措置をとるよう指導できるようになっています。



# 4. 「はかり」の定期検査

取引や証明に使用される「はかり」は、その「はかり」の適性さ・公平さを担保するため、計量法に基づき、2年ごとに定期検査を受けることが義務付けられています。

## (1) 検査の対象となる「はかり」の種類と検査手数料

### ■ 電気式はかり

(電気式はかりの種類については、「はかり」の銘板でご確認ください。)

#### 【電気式はかりの例】



#### ● 検査手数料

ひょう量(注)	検査手数料	備考
100kg 以下	1,400 円	最小の目量がひょう量の1万分の1未満のもの の検査手数料は、左記金額の2倍です。
250kg 以下	1,800 円	
500kg 以下	2,200 円	
1t 以下	3,100 円	
2t 以下	3,700 円	

(注) 計ることができる最大の能力

### ■ 機械式はかり

#### 【機械式はかりの例】

棒はかり



ばね式指示はかり  
(直線目盛)



手動  
天びん



手動指示  
併用はかり



等比皿  
手動はかり



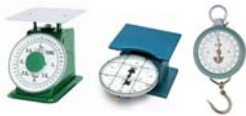
不等比皿  
手動はかり



分銅



ばね式指示はかり  
(円周目盛)



台手動はかり



おもり



#### ● 検査手数料

ひょう量(注)	検査手数料	備考	検査手数料	
100kg 以下	500 円	棒はかり、ばね式指示はかり(直線目盛)を除くはかり 最小の目量または表 記された感量がひょう 量の1/10000未満のも の検査手数料は、 左記金額の2倍です。	250円	
250kg 以下	900 円		分銅、 定量おもり、 定量増おもり	1個につき 10円
500kg 以下	1,500 円			
1t 以下	2,100 円			
2t 以下	3,700 円			

※計量器などの写真はイメージです。

## 7 4. 「はかり」の定期検査

### (2) 定期検査の受検方法

- 例年、鹿児島県(鹿児島県指定検査機関)が実施する検査を受検されている場合は、定期検査実施前にお知らせとあわせて、検査対象の「はかり」について調査させていただきます。  
その調査結果に基づいて、後日改めて定期検査受検通知書をお送りいたしますので、通知書に記載された日時・会場で、受検対象の「はかり」のほか、受検通知書、検査手数料、印鑑をご持参のうえ受検してください。

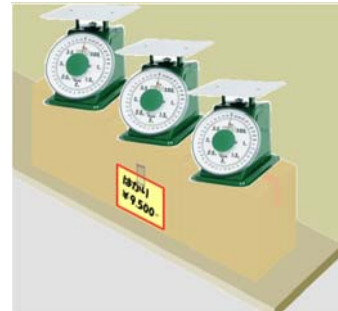


- 例年、計量士による「代検査」(出張検査)を受検されている場合は、定期検査実施前に計量士から連絡のうえ、検査にお伺いします。  
なお、諸般の事情で「代検査」を受検しなかった場合は、上記の検査を受検しなければなりません。
  - ▼ 「代検査」には、検査手数料のほかに別途出張料金が必要になる場合があります。
- 「代検査」を含む定期検査を受けていない「はかり」は、県計量検定所にご連絡のうえ、すみやかに受検してください。
  - ▼ 鹿児島県計量検定所 TEL (099)269-5161
- 新しい「はかり」が、**製造時の検定を実施した翌月1日から3年以内**で、かつ購入後1回目の定期検査については、免除されます。
- 定期検査を受けていない特定計量器や不合格となった特定計量器を、取引や証明に使用することはできません。定期検査を受けていない特定計量器を取引や証明に使用した場合、法律により罰せられる場合があります(50万円以下の罰金ほか)。



### (1) 販売事業者の届出

- 薩摩川内市内を含む鹿児島県内で検定証印や基準適合証印のついた「はかり」（分銅やおもりを含みません。）を販売しようとする場合は、計量法に基づき、あらかじめ県知事に「特定計量器販売事業者届出」をしなければなりません。



**【お問合せ・お届け先】**  
**鹿児島県計量検定所**  
〒891-0115 鹿児島市東開町1-8  
(鹿児島南警察署となり)  
TEL 099-269-5161  
FAX 099-269-5162

- ただし、次の場合は、届出は不要です。
  - ▼ ヘルスメーター、ベビースケール、キッチンスケールなどのいわゆる「家庭用はかり」のみの販売をする場合
  - ▼ 製造事業者または修理事業者として既に届出済みの場合
  - ▼ もっぱら輸出のための販売の場合

### (2) 販売事業者の届出に必要な書類

- 特定計量器販売事業者届出書  
(※鹿児島県計量検定所からお取り寄せになるか、鹿児島県のホームページからダウンロードしてください。)
- 添付書類：個人の場合は、住民票  
法人の場合は、登記事項証明書

### (3) 計量法上の「営業所」

- 計量法での「営業所」は、本店・支店・出張所などの名称にかかわらず、「はかり」の販売を行なうすべての販売店が該当します。したがって、本社・支店などでも「はかり」を販売しようとする場合は、すべて届け出なければなりません。

### (4) 販売事業者の責務

- 計量法では、販売事業者に対して次の責務が課せられています。
  - ▼ 販売にあたって届出をしなければなりません。
  - ▼ 届出事項に変更があった場合、事業の廃止した場合も届出をしなければなりません。  
(※届出事項に変更（譲渡、継承、相続）のある場合のほか、事業を廃止する場合に必要な届出書は鹿児島県計量検定所からお取り寄せになるか、鹿児島県のホームページからダウンロードしてください。)
  - ▼ 「はかり」に関して、適正な計量についての知識の習得に努め、販売に際しては、購入する方に対して必要な事項を説明しなければなりません。
- 届出をしなかった場合、法律により罰せられる場合があります。  
(30万円以下の罰金ほか)

## 9 《参考》 特定商品と量目公差

量目公差は、表示量に対して不足している物について適用されます。

①第1種量目公差		
商品の表示量(取引量)		公差
5g 以上	50g 以下	- 4%
50g を超え	100g 以下	- 2g
100g 以上	500g 以下	- 2%
500g 以上	1kg 以下	-10g
1kg 以上	25kg 以下	- 1%

(表示量の単位がmlの場合を含む。)

②第2種量目公差		
商品の表示量(取引量)		公差
5g 以上	50g 以下	- 6%
50g を超え	100g 以下	- 3g
100g 以上	500g 以下	- 3%
500g 以上	1kg 以下	-15g
1kg 以上	25kg 以下	- 1%

特定商品(法第12条) (量目公差が定められている商品)		密封特定商品(法第13条) 〔左のうち密封した時に量目 標記等が必要な商品〕	公差表	量目公差が 適用される 取引量の 上限
食肉・ 加工品	食肉(鯨肉を除く)並びにその冷凍品及び 加工品	すべて該当	①	5kg
魚介・ 加工品	魚(魚卵を含む)、貝、いか、たこその他の水 産動物(食用のものに限り、ほ乳類は除く)並び にその冷凍品および加工品			
	(1) 生鮮のもの及び冷凍したもの並びに 冷凍品	冷凍貝柱及び冷凍えび	②	5kg
	(2) 乾燥し、又はくん製したもの、冷凍食 品(加工した水産動物を凍結させ、容 器に入れ、または包装したものに限り )及びそぼろ、みりんぼしその他の調 味加工品	(1) 干しかずのこ、たづくり及び素干 しえび (2) 煮干し、又はくん製したもの (3) 冷凍食品(貝、いか及びえびに限 る) (4) 調味加工品(たら又はたいのそ ぼろ又はでんぶ及びうにの加工 品に限る)	②	5kg
	(3) (2)に掲げるもの以外の加工品	(1) 塩かずのこ、塩たらこ、すじこ、い くら及びキャビア (2) 缶詰、魚肉ハム及び魚肉ソー セージ、節類及び削節類、塩辛 製品並びにぬか、かす等に漬け たもの	①	5kg
野菜・ 加工品	野菜(未成熟の豆類を含む)及びその加工品 (漬物以外の塩蔵野菜を除く)			
	(1) 生鮮のもの及び冷凍したもの	(すべて非該当)	②	10kg
	(2) 缶詰及び瓶詰、トマト加工品並びに 野菜ジュース	すべて該当	①	5kg 又は5ℓ
	(3) 漬物(缶詰及び瓶詰を除く)及び冷凍 食品(加工した野菜を凍結させ、容器に 入れ、又は包装した者に限り)	左に掲げるもの(らっきょう漬以外の小 切り又は細刻していない漬物を除く)	②	5kg
	(4) (2)又は(3)に掲げるもの以外の加工品	きのこの加工品及び乾燥野菜	①	5kg
果実・ 加工品	果実及びその加工品(果実飲料原料を除く)			
	(1) 生鮮のもの及び冷凍したもの	(すべて非該当)	②	10kg
	(2) 漬物(缶詰及び瓶詰を除く)及び冷凍 食品(加工した野菜を凍結させ、容器に 入れ、又は包装した者に限り)	すべて該当	②	5kg
	(3) (2)に掲げるもの以外の加工品	缶詰及び瓶詰、ジャム、マーマレ ード、果実バター並びに乾燥果実	①	5kg
海藻	海藻及びその加工品	生鮮のもの、冷凍したもの、干しのみ 又はのりの加工品以外のもの	②	5kg
惣菜・ その他	調理食品			
	(1) 即席しるこ及び即席ぜんざい	すべて該当	①	1kg
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの	冷凍食品、チルド食品、レトルトパウ チ食品並びに缶詰及び瓶詰	②	5kg
	つくだに	すべて該当	①	1kg

(次ページへ続く)

特定商品(法第12条) (量目公差が定められている商品)		密封特定商品(法第13条) 〔左のうち密封した時に量目 標記等が必要な商品〕	公差表	量目公差が 適用される 取引量の 上限
豆類・ 加工品	豆類(未成熟のものを除く)及びあん、煮豆その 他の豆類の加工品			
	(1) 加工していないもの	すべて該当	①	10kg
	(2) 加工品	あん、煮豆、きなこ、ピーナッツ製品 及びはるさめ	①	5kg
菓子類	菓子類	(1) ビスケット類、米菓及びキャン ディー(ナッツ類、クリーム、チョコ レート等をはさみ、入れ、又は付けた ものを除くものとし、1個の質量が3グ ラム未満のものに限る) (2) 油菓子(1個の質量が3グラム未満 のものに限る) (3) 水ようかん(くり、ナッツ類等を入 れたものを除くものとし、缶入りのもの に限る) (4) プリン及びゼリー(缶入りのもの に限る) (5) チョコレート(ナッツ類、キャンデー 等を入れ、若しくは付けたもの又は 細工のものを除く) (6) スナック菓子(ポップコーンを除く)	①	5kg
穀類 加工品	精米及び精麦	すべて該当	①	25kg
	米粉、小麦粉その他の粉類	すべて該当	①	10kg
	でん粉	すべて該当	①	5kg
	もち、オートミールその他の穀類加工品	すべて該当	①	5kg
	ふりかけ並びにごま塩、洗いごま、すりごま 及びいりごま	すべて該当	①	1kg
	めん類	ゆでめん又はむしめん以外のもの	②	5kg
調味料	砂糖	細工もの又はすき間なく直方体状に 積み重ねて包装した角砂糖以外の もの	①	5kg
	食塩、みそ、うま味調味料、風味調味料、 カレールウ、食用植物油、ショートニング 及びマーガリン類	すべて該当	①	5kg
	ソース、めん類等のつゆ、焼肉等のたれ及 びスープ	すべて該当	①	5kg 又は5ℓ
	しょうゆ及び食酢	すべて該当	①	5ℓ
	香辛料	破碎し、又は粉碎したもの	①	1kg
	はちみつ	すべて該当	①	5kg
	茶、コーヒー及びココアの調製品	すべて該当	①	5kg
乳製品	牛乳(脱脂乳を除く)及び加工乳並びに乳製 品(乳酸菌飲料を含む)			
	(1) 粉乳、バター及びチーズ	すべて該当	①	5kg
	(2) (1)に掲げる以外のもの	すべて該当	①	5kg又は5ℓ
飲 料	飲料(医薬用ものを除く)			
	(1) アルコールを含まないもの	すべて該当	①	5kg又は5ℓ
	(2) アルコールを含むもの	すべて該当	①	5ℓ
	清涼飲料の粉末	すべて該当	①	1kg
食品 以外	液化石油ガス	すべて該当	①	10kg又は10ℓ
	灯油(*密封容器でなくても正味量表記が課 せられる)	すべて該当	①	25kg
	潤滑油	すべて該当	①	5ℓ
	油性塗料、ラッカー、合性樹脂塗料及びシ ンナー(塗料用のものに限る)	すべて該当	①	5kg 又は5ℓ
	家庭用合成洗剤、家庭用洗浄剤及びクレ ンザー	すべて該当	①	5kg 又は5ℓ

■ お問い合わせ ■

## 薩摩川内市役所

〒895-8650 薩摩川内市神田町3-22

URL <http://www.city.satsumasendai.lg.jp>

● 商工振興課 TEL (0996)23-5111 (内線4321) / FAX (0996)20-5570  
E-mail [shoko@city.satsumasendai.lg.jp](mailto:shoko@city.satsumasendai.lg.jp)

(2012.8.1)